

第1章 教育行財政

第1節 教育委員会	5
1 教育委員会の沿革	
2 教育委員会	
第2節 組織及び事務分掌	12
1 令和5年度 教育委員会組織図	
2 事務分掌	
第3節 教育財政	16
1 市川市一般会計予算と教育費の推移	
2 令和5年度当初予算（一般会計）	
3 教育費の割合（目的別・性質別）	
4 教育費の単位（市民1人、1世帯、児童生徒園児1人、1学級）あたり比較表	
第4節 第3期市川市教育振興基本計画	17
1 市川の教育の基本理念	
2 計画の基本的な考え方	
3 方針と目標	

第1章 教育行財政

第1節 教育委員会

1 教育委員会の沿革

昭和

27. 11 教育委員会法（昭和 23 年法律第 170 号）
により市川市教育委員会設置
事務局 市役所内（旧庁舎）庶務課、学校教育課、図書館、公民館をもって発足
委員長 内田安右衛門
教育長 島津新治
公選委員 山越亮治、広瀬安之、岩間義定、大原留吉
議会選出委員 内田安右衛門
28. 4 平田小学校開校
4 事務局八幡小学校内へ移転
第1回市川市美術展覧会開催（公民館）
11 委員長 岩間義定就任
29. 11 委員長 山越亮治就任
30. 4 事務局 八幡 2 丁目地先へ移転
7 市川市公民館運営審議会設置
9 行徳小学校校舎落成
11 委員長 広瀬安之就任
31. 1 第1回成人式式典挙行（和洋女子大）
4 鬼高小学校開校
4 稲荷木小学校開校
5 委員長 大原留吉就任
10 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31. 6. 30 公布）により教育委員が任命制となる
委員長・越田穣、教育長・島津新治
32. 4 菅野小学校開校
4 養護学校（中学部）開校
5 八幡宮境内に図書館新築・移転、同時に事務局図書館内に移転
33. 7 市内各小学校のプール設置始まる
(中山小、富貴島小、菅野小)
34. 4 第六中学校開校
7 市庁舎落成、同時に事務局移転
10 委員長 伊東教順就任
35. 1 市民会館開館
4 市川市文化財審議会設置
6 機構改革により指導課設置
36. 4 機構改革により教育研究所設置
37. 4 第七中学校開校
6 市川市スポーツ振興審議会設置
38. 4 機構改革により保健体育課設置
4 言語治療教室はじまる（八幡小）
7 委員長 神納木与志雄就任
39. 6 市立図書館行徳分館開館
7 教育次長制実施
40. 4 情緒障害学級はじまる（国府台小）
7 教育長 富田英夫就任
41. 4 留守家庭児童会（現保育クラブ）発足（市川小内）
10 委員長 吉田真就任
42. 4 第八中学校開校
4 鶴指小学校開校
7 新舞子に市立海の家開設
43. 4 機構改革により青少年補導センター設置
4 宮久保小学校開校
5 市立図書館新館開館
12 共同調理場方式による学校給食開始（鶴指小、第八中）
44. 3 市川市青少年補導センター運営協議会設置
4 機構改革により青少年課設置
7 市川市奨学生選考委員会設置
45. 4 二俣小学校開校
46. 4 二俣、信篤、稻荷木各幼稚園開園
10 機構改革により施設課設置
47. 4 中国分、曾谷各小学校開校
4 養護学校（高等部）開校
4 難聴学級はじまる（稻荷木小）
11 市立博物館開館
11 市立市川博物館協議会設置
12 委員長 渋谷寿光就任
48. 4 大町小学校開校
4 養護学校（小学部）開校

- 4 鬼越・鬼高青少年館開館
9 国府台公園に市民体育館開館、同時に名称をスポーツセンターに改称
49. 4 北方小学校開校
4 宮田青少年館開館
4 市川市心身障害児就学指導委員会設置
9 大洲幼稚園開園
10 機構改革により企画調査課設置
10 機構改革により市民会館が市長部局総務部へ移管される
11 西部公民館設置、同時に従来の公民館を中央公民館に改称
50. 4 市川青少年館開館
4 新浜小学校開校
4 委員長 甲田義男就任
4 南行徳幼稚園開園
4 平田青少年館開館
4 市川市幼児教育振興審議会設置
7 百合台幼稚園開園
9 移動図書館みどり号開設
10 宮久保青少年館開館
51. 11 湊青少年館開館
12 長野県菅平に菅平高原いちかわ村（林間施設）開設
52. 2 委員長 富山新一就任
4 百合台小学校開校
市立新舞子海の家閉鎖
53. 1 社会教育会館開館
4 機構改革により部制実施（学校教育部、社会教育部設置） 社会体育課及び文化課設置、企画調査課廃止
4 富美浜小学校開校
4 新浜幼稚園開園
7 信篤小学校、原木2-16-1へ移転
9 行徳公民館開館（行徳支所に併設）
10 鬼高公民館開館
54. 2 信篤図書館開館（信篤小跡地）
2 市立図書館行徳分館を行徳図書館に改称
2 八幡青少年館開館
2 富美浜青少年館開館
4 柏井、大洲、幸小学校開校
4 下貝塚、高谷、福栄中学校開校
4 東部公民館開館
5 機構改革により管理部設置（二部制より三部制へ）
8 教育長 山口重直就任
55. 3 柏井公民館開館
4 機構改革により管理部内に企画調整課設置
4 大野、南新浜、新井小学校開校
4 東国分中学校開校
4 本行徳公民館開館
4 行徳図書館・移動図書館を本行徳公民館図書室に移転
4 行徳、新井青少年館開館
4 コミュニティスクール モデル校5校指定
56. 4 稲越、塩焼、塩浜小学校開校
4 市川市立小・中学校通学区域審議会設置
5 委員長 前川峯雄就任
5 市川駅南公民館開館（総合福祉センターに併設、現 こども発達センター）
9 大野公民館開館（大柏出張所に併設）
10 市立行徳図書館新館開館（行徳支所に併設）
10 委員長 富山新一就任
10 稲越、塩焼小学校に市民図書室開設
57. 4 信篤公民館開館
4 大洲、塩浜中学校開校
4 大洲中学校内に夜間学級開設
4 塩焼幼稚園開園
4 本八幡、奉免青少年館開館
7 市民プール開設
7 少年自然の家開所
10 委員長 伊藤一郎就任
11 歴史博物館開館（従来の博物館が考古博物館となる）
58. 4 大和田小学校開校
5 曽谷公民館開館
10 市立南行徳図書館開館
11 教育研究所を市川市教育センターに改称、南八幡5丁目へ移転
60. 4 福栄小学校開校
4 南行徳中学校開校
4 香取青少年館開館
5 信篤市民体育館開館
10 福栄小学校に市民図書室開設
61. 4 妙典中学校開校
10 文化振興基金設置
62. 4 自然博物館開館準備室開設
5 若宮公民館開館
6 市民プールに太陽熱利用プールハウス設置
10 平田図書室開館
12 青少年教育国際交流基金設置

63. 4 妙典中学校新校舎落成
- 平成
元. 3 大畠・教育基金設置
4 行徳図書館移転（行徳支所隣）
4 全校コミュニティスクール実施
5 幸公民館開館
7 中央図書館等建設準備室開設
10 市川自然博物館開館（市川市動植物園内）
10 塩浜市民体育館開館
2. 4 スクールコンサルタント室開設
5 南行徳公民館開館
7 機構改革により文化スポーツ部設置（三部制より四部制へ）文化課、社会体育課を移管
3. 4 大柏小学校に市民図書室開設
5 市川公民館開館
5. 4 教育長 最首輝夫就任
6. 4 委員長 多田實就任
4 青少年補導センターを少年センターに改称
7 機構改革により社会教育部を生涯学習部に、社会教育課を生涯学習課に改称
管理部中央図書館等建設準備室を中央図書館等開設準備室に改称し生涯学習部へ、図書館を文化スポーツ部から生涯学習部へ移管
- 11 市川市生涯学習センター「メディアパーク市川」開館
中央図書館、映像文化センター、教育センター、中央こども館（児童福祉部）を設置
機構改革により中央図書館等開設準備室を廃止し、映像文化センターを設置
市立図書館を廃止し、中央図書館を設置
7. 3 教育委員会事務局が東大和田1-2-10に移転
4 委員長 長谷川千代就任
4 ライフカウンセラー配置
10 「市川市余裕教室活用基本方針」策定
10 公共図書館と学校図書館とを結ぶネットワーク事業を本格実施
8. 8 「市川市生涯学習振興指針」策定
9. 1 宮久保青少年館閉館
4 ナーチャリングコミュニティ事業の実施
4 通学区域の弾力化開始
9 今後の地方教育行政の在り方について、創意と活力のある学校づくり事業開始
10. 4 委員長 緑谷一雄就任
6 国府台小学校に「国府台デイサービスセンター」開所
11. 4 妙典小学校開校
4 機構改革により文化スポーツ部廃止（四部制より三部制へ）管理部を教育総務部に、庶務課を教育総務課に、学校施設課を教育施設課に、学務課を義務教育課に、生涯学習課を生涯学習振興課に、社会体育課をスポーツ振興課に改称
文化スポーツ部を生涯学習部に統合
文化課を市長部局に移管
少年センターを生涯学習部青少年課の所管へ
4 「市川市生涯学習推進計画」策定
12. 3 石井秋蔵教育振興基金設置
4 機構改革により就学支援課を新設
4 学校評議員制度
4 給食民間委託化
13. 1 「市川市教育計画」策定
4 機構改革により七中建設担当室、公民館センターを新設
8 教育長 西垣惇吉就任
14. 4 機構改革により七中建設担当室を七中建設担当とし教育施設課の所管へ
青少年課を廃止し、地域教育課を新設
少年センター、少年自然の家を地域教育課に所管替え
4 委員長 大熊徹就任
7 市川市教育改革懇話会設置
9 教育委員会事務局が市役所本庁舎へ移転
15. 4 全国高校総体推進担当室を設置
コミュニケーションサポートシステムの発足
16. 4 組織改正により全国高校総体推進担当室を全国高校総体推進担当としスポーツ振興課の所管へ
6 中央公民館菅野分館開館
9 PFIにより七中建替工事完了
12 「市川市子どもの読書活動推進計画」策定
17. 4 委員長 五十嵐美美子就任
妙典小学校区改編実施
中国分スポーツ広場開設
ヘルシースクール事業本格開始
8 全国高等学校総合体育大会 女子ハンドボール競技大会開催
18. 4 市川の学校教育3ヵ年計画策定・実施
総合型地域スポーツクラブ設立（国府台）
19. 4 組織改正によりスポーツ振興課、映像文化センターを市長部局に移管
青少年育成課を市長部局から移管

- 4 新井小学校区改編実施
7 少年自然の家をリニューアル
20. 4 組織改正により企画調整課と教育総務課を統合し、教育政策課へ
4 特別支援学校小学部を稻越小学校内に移転するとともに、校名を須和田の丘支援学校（本校）、須和田の丘支援学校稻越校舎（分校）に改称
4 市川市教育振興会議を設置
7 幼児教育振興プログラム策定
21. 3 市川市教育振興基本計画策定
4 教育長 田中庸恵就任
4 委員長 宇田川進就任
4 市川駅南口図書館開館
22. 8 第三次生涯学習推進計画策定
23. 4 市川市立図書館中期計画策定
4 市川市教育振興審議会を設置
4 菅野公民館開館
24. 4 市川市特別支援教育推進計画策定
25. 4 組織改正により地域教育課を廃止し生涯学習振興課と青少年育成課へ事務移管
公民館センターを社会教育課に名称変更し、生涯学習振興課より一部事務移管
自然学習課を新設し自然博物館と少年自然の家を所管
少年センターが青少年育成課所管へ
26. 1 市川市教育振興基本計画（第2期）策定
2 教育行政運営方針の策定開始
3 菅平高原いちかわ村閉村
3 稲荷木幼稚園廃園
4 「校内塾・まなびくらぶ」開始
5 教育委員会が南八幡仮設庁舎へ移転
11 中央図書館開館二十周年記念行事開催
27. 3 市川市立図書館運営基本計画策定
4 教育長 田中庸恵就任（新教育委員会制度）
4 市長が市川市総合教育会議を設置
4 塩浜小・中学校において小中一貫教育を開始
4 第四次生涯学習推進計画策定
4 市川市立幼稚園は特定教育・保育施設となる
4 組織改正により教育委員会が三部体制（教育総務部・学校教育部・生涯学習部）から一室二部体制（教育政策室・生涯学習部・学校教育部）へ
自然学習課を廃止し、少年自然の家を青少年育成課所管へ、自然博物館を考古博物館所管へ
- 物館所管へ
4 市川市教育支援委員会を設置
10 市長が「市川市教育振興大綱」を策定
28. 4 二俣幼稚園休園
4 塩浜小・中学校が小中一貫校の義務教育学校「塩浜学園」として開校
5 市川版コミュニティ・スクール（学校運営協議会・地域学校協働本部）導入開始
29. 4 組織改正により教育政策室を廃止し、一室二部体制（教育政策室・生涯学習部・学校教育部）から二部体制（生涯学習部・学校教育部）へ
教育政策課が教育政策室から生涯学習部の所管へ
少年センターが青少年育成課から教育センターの所管へ
就学支援課が生涯学習部から学校教育部の所管へ
学校地域連携推進課を新設し、青少年育成課及び社会教育課より一部事務移管
4 市川市特別支援教育推進計画（第2期）策定
30. 3 二俣幼稚園廃園
4 組織改正により教育政策課を廃止し、教育総務課と教育施設課へ事務移管
4 市立幼稚園に関する事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、市長の補助機関である職員に委任
9 塩浜学園校舎等新築工事着工
31. 1 市長が「市川市教育振興大綱」を策定
1 市川市教育振興基本計画（第3期）策定
4 学校運営協議会 全校設置
令和
2. 4 組織改正により学校環境調整課を新設し、教育施設課より一部事務移管
8 塩浜学園校舎等供用開始
9 院内学級建替工事完了、供用開始
3. 1 市川市学校環境基本計画策定
3 地域学校協働本部 全中学校区・義務教育学校区設置
4 小中一貫型小学校・中学校「（通称）東国分駄風学園」開始
11 学習交流施設 市本開館
11 中央公民館閉館
4. 4 小中一貫型小学校・中学校「（通称）信篤三つ葉学園」開始
9 須和田の丘支援学校特別教室棟供用開始
5. 1 市長が「市川市教育振興大綱」を策定

- 3 学習交流施設 市本開館
- 5. 4 すべての市立学校の給食費を無償化
- 6. 1 市川市教育振興基本計画（第4期）策定

2 教育委員会

教育委員会は、教育長及び5人の教育委員をもって組織している合議制の執行機関である。

教育長及び教育委員は、市長が市議会の同意を得て任命し、任期は教育長は3年、教育委員は4年である。

(1) 教育委員会の会議（令和4年度）

① 開催状況

定例会 12回

② 議決内訳

(件)

件 名	議案等			議決結果等		
	議 案	報 告	計	原 案 可 決	審 議 未 了	計
1 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること	7	0	7	7	0	7
2 教育委員会の規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること	7	4	11	7	0	7
3 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること	0	0	0	0	0	0
4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること	20	9	29	20	0	20
5 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること	1	1	2	1	0	1
6 法第27条（幼保連携型認定子ども園に関する意見聴取）及び第29条（教育委員会の意見聴取）に規定する意見の申出に関すること	1	10	11	1	0	1
7 教育機関の敷地を設定し、又は変更すること	1	0	1	1	0	1
8 教育機関の施設の整備計画を定めること	0	0	0	0	0	0
9 教育功労者を表彰すること	1	0	1	1	0	1
10 学校の通学区域の決定に関すること	3	0	3	3	0	3
11 教科書の採択に関すること	4	1	5	4	0	4
12 重要文化財の指定及び解除に関すること	0	0	0	0	0	0
13 教育委員会がその当事者である争訟に関すること	0	0	0	0	0	0
14 職員団体との重要な交渉に関すること	0	0	0	0	0	0
15 請願及び陳情に関すること	0	0	0	0	0	0
16 上記に掲げるもののほか、重要かつ異例に属するもの	1	0	1	1	0	1
合 計	46	25	71	46	0	46

(2) 教育長及び教育委員



教育長 田中 康惠



教育委員 山元 幸恵



教育委員 島田 由紀子



教育委員 大高 実



教育委員 広瀬 由紀



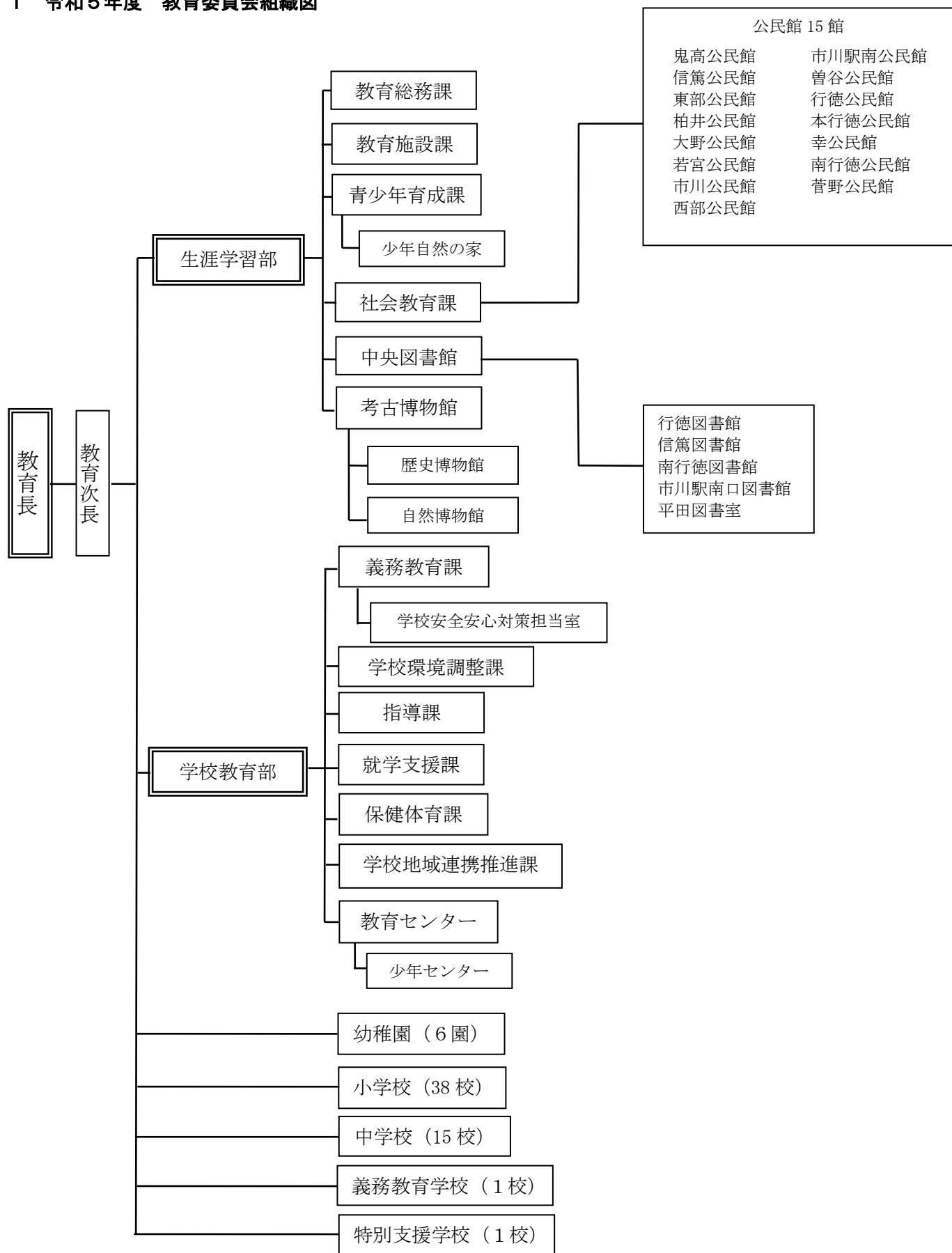
教育委員 田中 大介

令和5年10月1日現在

職名	氏名	任期	主な経歴等
教育長	田中 康惠	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日	
教育委員	山元 幸恵	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	元市川市立中学校長
教育委員	島田 由紀子	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	國學院大學教授
教育委員	大高 実	令和3年7月1日～ 令和7年6月30日	医師
教育委員	広瀬 由紀	令和3年8月2日～ 令和7年8月1日	共立女子大学准教授 保護者
教育委員	田中 大介	令和5年4月1日～ 令和9年3月31日	弁護士

第2節 組織及び事務分掌

1 令和5年度 教育委員会組織図



2 事務分掌

【生涯学習部】

《教育総務課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 教育振興基本計画に関すること。
- (3) 委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。
- (4) 教育行政の総合的な連絡調整に関すること。
- (5) 委員会の組織及び定員の管理に関すること。
- (6) 委員会の予算の調整に関すること。
- (7) 委員会の会議に関すること。
- (8) 委員会の公印の統括的管理に関すること。
- (9) 儀式及び表彰に関すること。
- (10) 教育長の秘書に関すること。
- (11) 教育行政に関する相談窓口に関すること。
- (12) 職員の任免及び給与に関すること。
- (13) 職員の服務に関すること。
- (14) 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- (15) 教育振興審議会に関すること。
- (16) 幼児教育振興審議会に関すること。
- (17) 生涯学習部の所管に係る事務事業の連絡調整に関すること。
- (18) 部内他の課の所掌に属しない事項に関すること。
- (19) 他の部の所掌に属しない事項に関すること。

《教育施設課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 教育機関の整備計画に関すること。
- (3) 教育機関の火災保険に関すること。
- (4) 学校の用に供する財産の管理に関すること。

《青少年育成課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 青少年健全育成事業の計画及び実施に関すること。
- (3) 青少年団体に関すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (5) 少年自然の家に関すること。
- (6) 自然体験活動に関すること。

《少年自然の家》

- (1) 少年自然の家の管理に関すること。
- (2) 事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (3) 生活指導に関すること。
- (4) 学習活動の指導及び援助に関すること。

《社会教育課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 社会教育の振興に関すること。
- (3) 社会教育関係団体に関すること。
- (4) 社会教育委員に関すること。
- (5) 公民館に関すること。
- (6) 公民館運営審議会に関すること。
- (7) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づく事業等の実施に関すること。
- (8) 生涯学習施策の調整に関すること。
- (9) 生涯学習推進の企画立案に関すること。

《公民館》

- (1) 社会教育法に基づく事業等の実施に関すること。

《中央図書館》

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づく事業の実施に関すること。
- (3) 行徳図書館、信篤図書館、南行徳図書館並びに市川駅南口図書館及び平田図書室に関すること。
- (4) 生涯学習センターの施設等の管理に関すること。

《行徳図書館、信篤図書館及び南行徳図書館》

- (1) 図書館法に基づく事業の実施に関すること。

《考古博物館》

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に基づく事業の実施に関すること。
- (3) 博物館協議会に関すること。
- (4) 博物館関係団体に関すること。
- (5) 歴史博物館に関すること。
- (6) 自然博物館に関すること。
- (7) 文化財保護に関すること。
- (8) 文化財の管理に関すること。
- (9) 文化財保護審議会に関すること。

《歴史博物館及び自然博物館》

- (1) 博物館法に基づく事業の実施に関すること。

【学校教育部】**《義務教育課》**

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校（幼稚園を除く。）の設置及び廃止に関すること。
- (3) 児童及び生徒の入学、転学等に関すること。
- (4) 学級編制に関すること。
- (5) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (6) 小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会に関すること。
- (7) 教職員の任免、給与及び服務に関すること。
- (8) 教職員の福利厚生に関すること。
- (9) 学校運営の指導及び助言又は支援に関すること。
- (10) 学校の防災及び情報管理に関すること。
- (11) 学校の安全施策に関すること。
- (12) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- (13) いじめ防止対策委員会に関すること。
- (14) 校長・園長会に関すること。
- (15) 学校教育部の所管に係る事務事業の連絡調整に関すること。
- (16) 部内他の課の所掌に属しない事項に関すること。

〈学校安全安心対策担当室〉

- (1) 担当室の庶務に関すること。
- (2) 学校運営の指導及び助言又は支援に関すること。
- (3) 学校の防災及び情報管理に関すること。
- (4) 学校の安全施策に関すること。
- (5) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- (6) いじめ防止対策委員会に関すること。
- (7) 校長・園長会に関すること。

《学校環境調整課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校教育行政に関する重要施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- (3) 学校施設整備計画の策定及び総合調整に関すること。

《指導課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校における教育内容の充実のための調査及び企画に関すること。
- (3) 学校における教育課程、学習指導、進路指導等に関すること。
- (4) 教職員に対する学校教育についての専門的事項の指導に関すること。
- (5) 教職員研修の計画立案に関すること。

- (6) 学習支援事業に関すること。
- (7) 青少年教育国際交流基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。
- (8) 教育センターとの連絡に関すること。
- (9) 幼稚園児、児童及び生徒の安全政策に関すること。

《就学支援課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校の予算に関すること。
- (3) 学校の備品の管理に関すること。
- (4) 要保護及び準要保護児童生徒援助費に関すること。
- (5) 特別支援教育就学奨励費に関すること。
- (6) 奨学資金に関すること。
- (7) 奨学生選考委員会に関すること。
- (8) 大畠志教育基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。
- (9) 入学準備金の貸付けに関すること。
- (10) 私立学校等に係る補助に関すること。

《保健体育課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (3) 学校の保健に関すること。
- (4) 学校給食（学校給食の実施に必要な施設の整備計画を除く。）に関すること。
- (5) 交通安全指導に関すること。
- (6) 学校体育に関すること。
- (7) 学校体育団体に関すること。
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

《学校地域連携推進課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校と地域の連携推進に関すること。
- (3) こどもの居場所作り事業に関すること。
- (4) コミュニティクラブ事業に関すること。
- (5) 青少年相談員に関すること。
- (6) 家庭教育に関すること。
- (7) 学校施設の開放に関すること。

《教育センター》

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 教育課程の調査研究に関すること。
- (3) 教育内容及び方法の調査研究に関すること。
- (4) 教育における情報化の推進に関すること。
- (5) 教育実践に参考となる資料の収集及び作成に関すること。
- (6) 教職員の研修に関すること。
- (7) 教育相談に関すること。

- (8) 適応指導教室に関すること。
- (9) 教育支援委員会に関すること。
- (10) 少年センターに関すること。

〈少年センター〉

- (1) 補導員事業に関すること。
- (2) 少年相談事業に関すること。
- (3) 児童生徒の防犯対策に関すること。
- (4) 少年センター運営協議会に関すること。

【総務部】

《人事課》

- (1) 市立幼稚園の教職員の任免に関すること。

《人事課 人材育成担当室》

- (1) 幼稚園の教職員の研修（幼稚園の園児に対する指導等に係る研修を除く。）に関するこ
と。

《職員課》

- (1) 幼稚園の教職員の給与に関すること。

【財政部】

《管財課》

- (1) 幼稚園の火災保険に関すること。

【こども部】

《こども施設入園課》

- (1) 市立幼稚園の入園及び退園に関するこ
と。
- (2) 市立幼稚園保育料の徴収に関するこ
と。
- (3) 市立幼稚園保育料の滞納処分に関するこ
と。

《こども施設運営支援課》

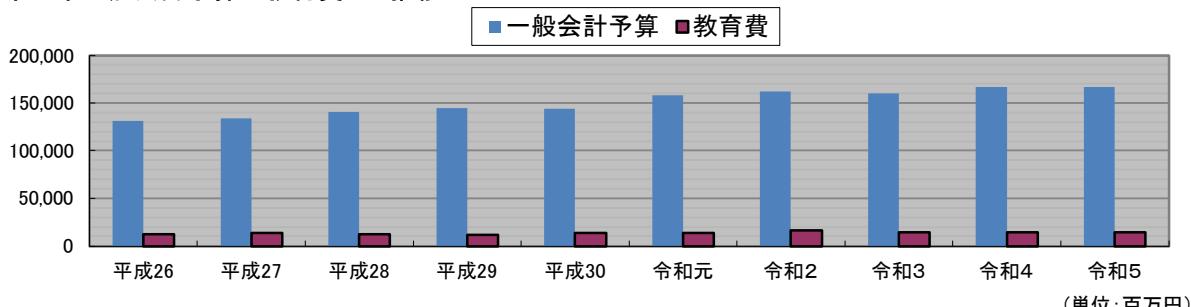
- (1) 市立幼稚園に勤務する職員の服務に関するこ
と。
- (2) 市立幼稚園の施設及び備品の管理に関するこ
と。
- (3) 市立幼稚園の運営に関するこ
と。
- (4) 市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校
薬剤師に関するこ
と。
- (5) 市立幼稚園の園児の保健管理及び交通安全
全に関するこ
と。
- (6) 市立幼稚園の環境衛生に関するこ
と。

《こども施設計画課》

- (1) 市立幼稚園の整備等に関するこ
と。

第3節 教育財政

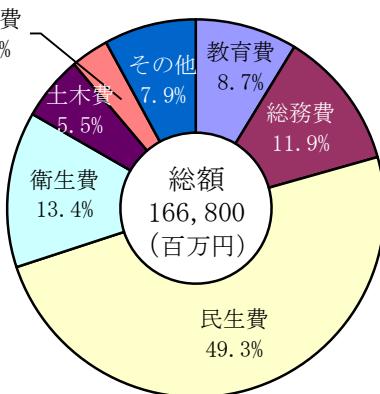
1 市川市一般会計予算と教育費※の推移



年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
一般会計予算	131,100	134,000	140,800	144,800	144,000	157,800	162,000	159,800	166,800	166,800
教育費	12,000	13,455	12,447	11,890	13,427	13,922	16,403	14,364	14,010	14,602
割合(%)	9.2	10.0	8.8	8.2	9.3	8.8	10.1	9.0	8.4	8.7

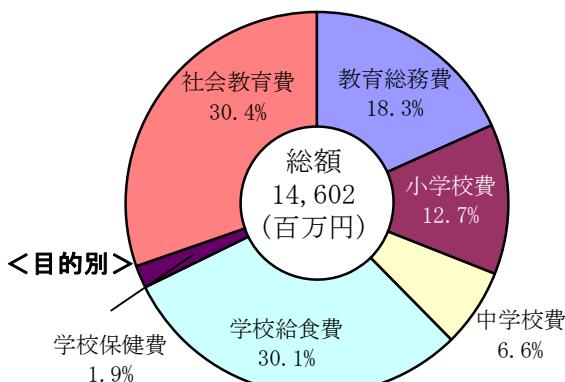
2 令和5年度当初予算（一般会計）

	構成比(%)	予算額(百万円)
教育費	8.7	14,602
総務費	11.9	19,926
民生費	49.3	82,170
衛生費	13.4	22,303
土木費	5.5	9,136
消防費	3.3	5,466
その他	7.9	13,197
計	100.0	166,800



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100.0にならない

3 教育費の割合



4 教育費の単位（市民1人、1世帯、児童生徒園児1人、1学級）あたり比較表

	当初予算額(千円)	市民1人あたり(円)	1世帯あたり(円)	児童・生徒・園児あたり(円)	1学級あたり(円)	【令和5年5月1日現在】
総額	14,602,000	29,629	57,150			
教育総務費	2,676,748	5,431	10,476			
小学校費	1,849,715	3,753	7,240	84,458	2,350,337	
中学校費	967,571	1,963	3,787	103,241	3,161,997	
学校給食費	4,400,609	8,929	17,223	140,716	4,026,175	
学校保健費	273,248	554	1,069			
社会教育費	4,434,109	8,997	17,354			
(参考)						
幼稚園費	415,943	844	1,628	1,469,763	19,806,810	
		男 249,031	世帯数 255,503	児童数(小) 21,901	学級数(小) 787	
		女 243,805		生徒数(中) 9,372	学級数(中) 306	
		総数 492,836		園児数(幼) 283	学級数(幼) 21	
				総数 31,556	総数 1,114	

※幼稚園費は平成30年4月から民生費へ移行した。

第4節 第3期市川市教育振興基本計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）

市川市の教育の目指すべき姿とその実現に向け、計画期間内で取り組む施策を明らかにし、市川市における教育政策を実効あるものとするため、第3期市川市教育振興基本計画を策定しました。計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間です。

1 市川の教育の基本理念

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育

人は、多様な人と関わりながら生活をしています。また、自然との共存や、文化的な利益の享受は、人として生きていくために欠かせないものとなっています。このようなさまざまな関わりを通して、自らの思考や感情、興味や関心を育み、心を豊かなものとしています。

技術革新の進展、長寿化に伴い、産業構造や私たちの生活が大きく変わっていく未来社会においては、誰もが自分の個性を伸ばし、可能性を広げ、夢の実現につなげる先見的な教育と、生涯を通じて主体的に学び続けることのできる教育環境の実現が不可欠です。

さらに、教育によって、人と自然、人と社会との成り立ちを学び、自らの生き方について考え、実践する力を養うなど豊かな人間性を育んでいくことがさらに重要になります。

これらのことから教育委員会では、市川市第3期市川市教育振興基本計画においても、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として、それぞれのライフステージにおける学びや家庭・学校・地域の連携・協働を大切にした「つなぐ教育」を進めます。

教育は、家庭・学校・地域が連携・協働し、それぞれの役割を果たすことで成し得ることです。

「人をつなぐ教育」とは、家庭・学校・地域が一体となって、子どもを育てていく教育です。「教育の共有化」という理念の下、コミュニティ・スクールなど地域とともにある学校づくりと地域教育力を組織化し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりをさらに推進します。

「未来へつなぐ教育」とは、学びと育ちの連続性を大事にして、個性の伸長を図り、子どもの夢や思いを実現する教育です。「教育の接続化」という理念の下、中学校ブロック単位※における指導の一貫化の取組や特別支援教育の視点を生かした指導・支援を通して、進学・進級時のなめらかな接続と一人一人のニーズに応じた適切な段差の設定を図り、長期的な視野に立った教育、そして、自分らしく輝くための学びを実現します。

※ 中学校ブロック単位…市川市では、中学校とその学区内にある小学校でグループを作り、地域の小・中学校が連携している。
16のブロックがある。

2 計画の基本的な考え方

基本理念をふまえて、5年間を通して実施するさまざまな施策の実現にあたっては、次の3つの考え方を重視します。

- I 多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促すとともに、社会の一員としての自覚を養う教育を進めます
- II 一人一人が、主体的に学び、個性を伸ばし可能性を広げることのできる教育を進めます
- III 学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育を進めます

3 方針と目標

基本理念と基本的な考え方をふまえ、家庭・学校・地域の連携・協働の下、計画期間を通して市川市が取り組む教育政策の方針を3つに整理し、目標を掲げて取組を進めています。

家 庭 ・ 学 校 ・ 地 域 の 連 携 ・ 協 働	【方針1】 感性を豊かに働きかけ、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる	《目標1》自分を大切にし、他人を思いやる気持ちなど、豊かな心を育む
		《目標2》主体的に学びに向かい、知識・技能や思考力・判断力・表現力等の資質・能力を育成する
		《目標3》健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する
【方針2】 “自分らしく輝くための学び”の環境の実現と学びのセーフティネットを構築する	《目標4》社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成する	《目標5》家庭・学校・地域の教育力の向上に向けた取組を推進する
		《目標6》人生100年時代を見据えた“自分らしく輝くための学び”を推進する
		《目標7》特別支援教育など、教育的ニーズに応じた支援を充実させる
【方針3】 社会の変化を見据えた教育環境の整備を図り、市川の質の高い教育を推進する	《目標8》グローバルに活躍する人材を育成する	《目標9》新しい地域づくりを推進する
		《目標10》持続可能な学校指導体制を整備する
		《目標11》教育の未来環境を整備する
		《目標12》安全・安心で充実した教育環境を実現する